

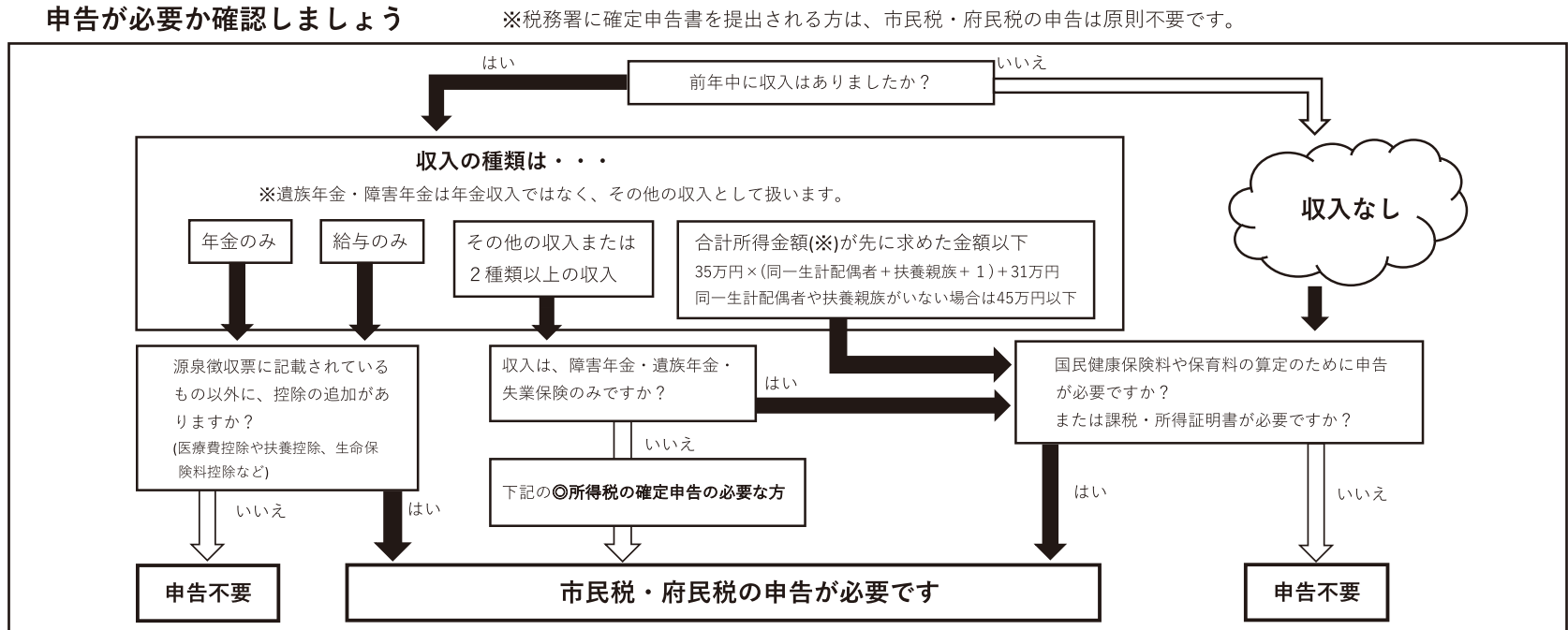
# 令和5(2023)年度 市民税・府民税の申告のご案内

平素は、門真市税務行政にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。さて、本年も申告書を提出していただく時期となりました。この説明書をご参照の上、**申告期限 令和5年3月15日(水)**までに申告していただきますようお願いいたします。  
※令和5年1月1日現在18歳の人については、状況確認のため送付させていただいております。

<b>南部市民センターでの出張受付</b> 日時:令和5年2月8日(水)・9日(木) 9時半～12時, 13時～16時	<b>申告期間 令和5年2月16日(木)～3月15日(水)</b> 申告期限が近づきますと窓口が大変混雑します。申告はお早めにお越しください。
---	--

郵送による受付も行っておりますので、郵送により申告される場合は、申告書をご記入の上、申告内容が確認できる資料(「申告に必要なもの」参照)を同封してください。(電話番号は必ず記入してください。)※感染症防止の観点から、可能な範囲で郵送でのご提出をお願いします。

## ◎市民税・府民税の申告が必要な方(下図を参照して申告が必要な方は申告してください。)

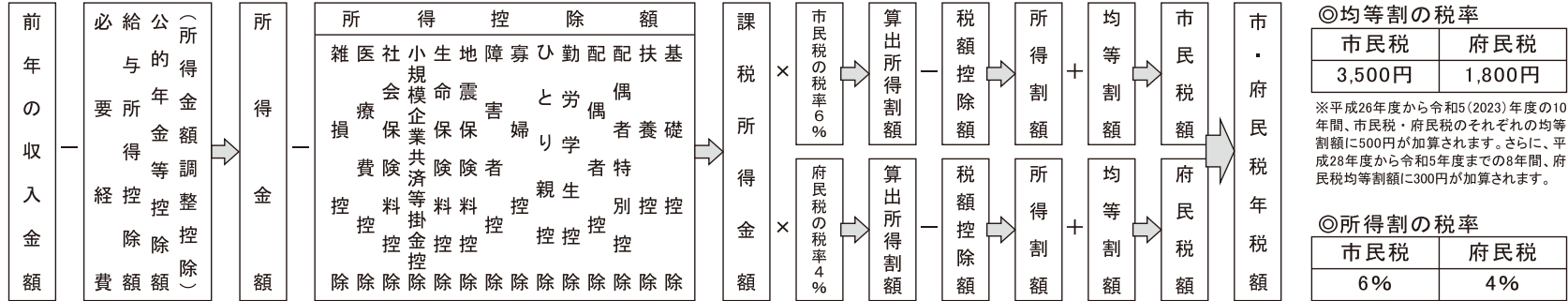


(※)合計所得金額は、一般的には総所得金額と同額です。但し、前年度以前の純損失又は雑損失がある場合には、損失を差し引く前の金額が合計所得金額となり、損失を差し引いた後が総所得金額となります。

## ◎所得税の確定申告が必要な方

- 所得税の還付を受ける方
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得、退職所得を除く各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得、退職所得を除く各種の所得金額との合計額が20万円を超える方 ※ 給与所得の収入金額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。)を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- 公的年金収入が400万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下でも、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以上の方

## ◎市・府民税の計算方法 ※分離課税所得がある場合は、計算方法が異なります。



※ 課税所得金額の1,000円未満の端数、市民税額・府民税額の100円未満の端数は切り捨てます。

## ◎市・府民税が非課税の方

- 1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている方(均等割・所得割非課税)
- 障害者、寡婦、ひとり親、未成年者で前年中の合計所得金額が135万円以下の方(均等割・所得割非課税※退職分離所得割を除く。)
- 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方(均等割非課税)  
35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+31万円(同一生計配偶者や扶養親族がない場合は45万円。)
- 前年中の総所得金額が次の算式で求めた額以下の方(所得割非課税※退職分離所得割を除く。)  
35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+42万円(同一生計配偶者や扶養親族がない場合は45万円。)  
※障害年金、遺族年金、傷病手当、失業給付金は所得に含まれず、非課税所得となります。

## ◎給与所得金額の計算表

給与収入金額	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	給与収入金額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(A)
1,800,000円 ～ 3,599,999円	給与収入金額÷4 (千円未満切捨)
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(A) × 2.8 - 80,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	(A) × 3.2 - 440,000円
8,500,000円～	給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円

## ◎配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

控除額	市民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額の右の割合を乗じた額	3/5	2/5

※控除しきれない金額は不足額を還付又は充当します。

## 申告に必要なもの 郵便の場合は(2)～(4)の写しの添付

- (1) 申告書(同封の用紙)
- (2) 収入および経費のわかるもの…源泉徴収票、給与明細書、収入・必要経費の明細書等
- (3) 所得控除の明細書・証明書…医療費控除の明細書、国民年金保険料・生命保険料等の証明書、障害者手帳等(ただし、源泉徴収票に控除額が記入されている場合や所得がなかった場合は不要です。)  
(注1) 明細書等の添付がないと控除が認められない場合があります。  
(注2) 領収書、医療費通知書の提示・添付のみによる医療費控除の適用はできません。
- (4) マイナンバーの番号確認と身元確認ができる書類

- ① マイナンバーカード【番号確認と身元確認】
- ② 通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等【番号確認】及び運転免許証、健康保険証等【身元確認】

※ 上記(2)・(3)の書類は、令和4年1月分から12月分のものです。

※ 郵送で健康保険証の写しを同封する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号を塗りつぶしてください。

## 代理人が申告する場合の本人確認

本人(委任者)の番号確認書類(上記(4)参照)と下記の代理人確認書類が必要です。

- ・同居する配偶者および親族 上記の代理人の身元確認書類
- ・法定代理人 上記の代理人の身元確認書類および戸籍謄本等その他その資格を有する書類
- ・法定代理人以外 上記の代理人の身元確認書類および税務代理権限証書あるいは、上記の身元確認書類および本人(委任者)の印鑑登録証明書とそれに登録されている押印のある委任状

## ◎税額控除

### 1. 調整控除

税源移譲に伴う所得税と住民税の人的控除額の差による負担増を調整するため一定の金額を控除します。

(控除額)

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ない金額の5%

①人的控除額の差の合計額

②合計課税所得金額

{人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)}の5%

※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

### 2. 税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

住宅借入金等特別税額控除の額は、次の表で求めた限度額と所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額のいずれか小さい額です。

※表中のAは所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)です。

### 市・府民税の住宅借入金等特別税額控除限度額

入居した年月	(1)	(2)	(3)
	平成21年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで	令和4年1月から 令和7年12月まで
控除限度額	A × 5% (最高 97,500円)	A × 7% (最高 136,500円)	A × 5% (最高 97,500円)

(注1) 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合に限りです。

(注2) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、(2)の場合の控除限度額と同じとなります。

(注3) 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

### 3. 寄附金税額控除

- Ⓐ都道府県共同募金若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金
- Ⓑ都道府県、市町村、特別区若しくは東日本大震災等に対する寄附金
- ⒶおよびⒷに該当する寄附金が寄附金控除の対象となります。また、Ⓒに該当する寄附金はふるさと寄附金の扱いとなり、控除額は①、②の合計額です。(控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。)

住民税と所得税の主な人的控除額の差の例

控除名	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	43万円	48万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
老人配偶者	38万円	48万円	10万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円
寡婦	26万円	27万円	1万円
ひとり親	30万円	35万円	母 5万円 父 1万円
一般の障害	26万円	27万円	1万円
特別障害	30万円	40万円	10万円

- ①基本控除額(対象となる寄附金すべてに適用)  
(対象となる寄附金の合計額-2,000円)×10%
  - ②特例控除額(ふるさと寄附金にのみ適用)  
(対象となる寄附金の合計額-2,000円)×特例控除適用率  
(特例控除額の限度額は、市・府民税所得割額の2割です。)
- ※総務大臣の指定のない自治体への寄附は控除対象外となります。

### 【ワンストップ特例を利用する人】

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、申告特例申請書の提出により、確定申告をすることなく、所得税控除相当分を含む控除を受けることができます。

### ○注意点

- ・5団体を超える自治体に寄附を行った場合は特例が適用されないため、寄附金税額控除を受けるために確定申告をする必要があります。
- ・医療費控除等で確定申告あるいは市・府民税の申告をされた場合は、寄附金の申告が必要です。
- ・ワンストップ特例の申請内容に変更が生じた場合は、所定の様式にて変更手続きが必要です。

### ◎寄附金税額控除

公益的な活動を行う団体のうち、大阪府が指定した団体及び門真市が条例により指定した団体に対する寄附金については、税額控除の対象となります。(控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限です。)

《対象となる寄附金》: 地方税法第37条の2第1項第3号又は第4号に規定される、認定NPO法人・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・学校法人など、住民の福祉の増進に寄与する寄附金、門真市が条例で指定する法人等への寄附金

控除額=(支出した寄附金の額-2,000円)×4% (府控除分)  
控除額=(支出した寄附金の額-2,000円)×6% (市控除分)

## 令和5年度からの市・府民税の主な改正点

### ○未成年者の市・府民税の非課税条件の変更

民法の成年年齢引き下げに伴い、令和5年度から1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、市・府民税が課税されるかどうかの判定において未成年者にあたらないこととなりました。

未成年者にあたらない方は合計所得金額が45万円を超える場合は市・府民税が課税されることがあります。



所得から差し引かれる金額(所得控除)

◎該当欄に支払金額・氏名・生年月日など必要事項を記入してください。

Table with 3 columns: 控除の種類 (Deduction Type), 控除の要件 (Deduction Conditions), 控除額 (Deduction Amount). Includes categories like 雑損 (Miscellaneous Loss), 医療費 (Medical Expenses), 社会保険料 (Social Insurance Premiums), 小規模企業共済等掛金 (Small Business Mutual Insurance), 生命保険料 (Life Insurance Premiums), and 地震保険料 (Earthquake Insurance Premiums).

Table with 3 columns: 控除の種類 (Deduction Type), 控除の要件(令和4年12月31日の現況で判断) (Deduction Conditions as of Dec 31, 2022), 控除額(一人につき) (Deduction Amount per person). Includes categories like 寡婦控除 (Widow Deduction), ひとり親控除 (Single Parent Deduction), 勤労学生控除 (Working Student Deduction), 障害者控除 (Person with Disability Deduction), 配偶者控除 (Spouse Deduction), 配偶者特別控除 (Spouse Special Deduction), 扶養控除 (Support Deduction), and 基礎控除 (Basic Deduction).

申告書の書き方

令和5(2023)年度 市民税・府民税申告書(令和4(2022)年中収入分)

Header form of the tax return including administrative details like 行政区 (Municipality: 門真市), 世帯番号 (Household No.), 整理番号 (Order No.), 氏名 (Name: 門真太郎), and 住所 (Address: 門真市中町1番1号).

Main body of the tax return form, divided into sections: 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (Items for deduction), 4 所得から差し引かれる金額 (Deduction amounts), and 5 給与所得・公的年金等に係る所得以外の市・府民税の徴収方法 (Municipal/Regional tax collection methods for non-salary income).

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「15」に氏名、個人番号、住所、生年月日及び性別を記入してください。

5 給与所得・公的年金等に係る所得以外の市・府民税の徴収方法 (Municipal/Regional tax collection methods for non-salary income) and 15 別居の扶養親族等に関する事項 (Items regarding non-resident support family).

68)配偶者控除・69)配偶者特別控除(表)

Table showing deduction amounts for 68) Spouse Deduction and 69) Spouse Special Deduction based on the spouse's total income.

〈申告書裏面〉 所得のなかった方

※所得のなかった方は必ずいずれか当てはまる所に☑又は記入してください。

11 所得のなかった方へ (For those with no income). Includes checkboxes for 扶養(援助)されていた (Supported), 遺族年金や障害年金など非課税所得があった (Non-taxable income), 学生であった (Student), and 預貯金 (Savings).

氏名等の記入

該当欄に申告される方の氏名・電話番号など必要事項を記入してください。

収入金額等の記入

1)給与所得

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得です。 ※源泉徴収票・給与明細書(コピーでも可)が必要です。

(1)源泉徴収票がある場合 源泉徴収票を提示または添付してください。

(2)源泉徴収票がない場合 給与明細書を基に申告書裏面6に記入し、給与明細書を提示または添付してください。

※給与明細書がなければ、通帳などを参考に申告書裏面6を使用し、計算してください。 ※勤務先名、勤務先所在地、電話番号は必ずご記入ください。

申告書裏面6 源泉徴収票がない場合

Table for recording income from源泉徴収票 (Source Tax Deduction Certificate) with columns for month, amount, and number of days.

※給与明細書がなければ、通帳などを参考に申告書裏面6を使用し、計算してください。 ※勤務先名、勤務先所在地、電話番号は必ずご記入ください。

2)公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などによる所得)

源泉徴収票(コピーでも可)を提示してください。 ※遺族年金・障害年金などは所得に含まれません。 ※配偶者控除及び扶養控除の該当者がおられる方は必ず申告書68～70及び扶養親族(16歳未満)の欄にその扶養親族の氏名等をご記入下さい。

3)給与・公的年金以外の所得がある方

下記の表を参考に該当欄に収入金額、必要経費などを記入してください。 ※収入・経費の分かるもの(収支内訳書等)を提示してください。

Table for recording income from other sources (Salary, Public Pension, etc.) with columns for category, content, and recording method.

◎個人事業税(府税)

申告をしていただく方

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる人。 該当する人は、申告書裏面16(事業税に関する事項)の欄に必要事項を記入してください。

問い合わせ先・申告書送付先

〒571-8585 門真市中町1番1号 門真市役所 課税課 市民税グループ

電話番号 06(6902)1231(大代表) 072(885)1231(代表) 内線2253～2256 06(6902)5898(直通)